

再就職審査時の退職管理部会の公開・非公開について（案）

今後、再就職承認申請を進めていくにあたり、個人情報の取り扱いや審査事務の進めやすさを考え「非公開」とする。

（理由）

大阪市情報公開条例（第7条第1項第1号、別紙参照）において、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報については、非公開と定められている。

本日審査を行う2件の再就職承認申請書を、上記に倣い公開用に黒塗りした場合、別紙のとおりとなるが、審査に必要な情報の大部分が黒塗りとなってしまうため、公開会議での審議は困難であるとする。

大阪市情報公開条例（抄）

（公文書の公開義務）

第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等並びに住宅供給公社等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) - (7) 略